

塩竈市第1号事業指定（更新）申請に必要な書類

指定（更新）申請について

介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業者指定（更新）申請については、必要書類を調製のうえ、事業開始の日又は指定有効期間満了日の1月前までに申請してください。

番号	添付書類	申請者 確認欄	備考
1	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業指定（更新）申請書		様式第2号（第13条関係）
2	付表		（第1号訪問事業）付表1 （第1号通所事業）付表2-1、2-2
3	申請者の登記事項証明書又は条例等		
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		参考様式1
5	従業者の資格証の写し（実務経験をもって生活相談員とする場合は、経歴書）		資格証は、人員基準上資格が求められているもののみで可
6	サービス提供責任者の経歴書		参考様式2 ※第1号訪問事業のみ
7	事業所の平面図並びに施設の外観及び内部の様子が分かる写真等		参考様式3 ※写真は市外事業所のみ
8	設備・備品等一覧表		参考様式4 ※第1号通所事業のみ
9	運営規程		
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		参考様式5
11	欠格事由に該当しないことを誓約する書面		参考様式6

※更新申請の場合において、上記のNo3・7～10の書類は、既に本市に届け出ている内容と変わらない時は、提出を省略することができます。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制整備に関する届出について

番号	添付書類	申請者 確認欄	備考
1	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書		別紙1
2	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表		別紙2-1、2-2
3	各加算を算定するのに必要な届出書類		

※更新申請の場合において、事業費算定に係る体制に変更がない場合は提出不要です。